

第39号議案 長崎市都市公園条例の一部を改正する条例

目次

- 1 長崎市都市公園条例の一部を改正する条例について …… 1～3 ページ
- 2 長崎市都市公園条例新旧対照表 …… 4 ページ

土木部

平成30年2月



長崎市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

都市公園には市民が自由に休息、散歩、災害時の避難場所等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があることから、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（以下、「運動施設率」という。）は、都市公園法施行令で当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないとされていた。

しかしながら、既設の運動施設のバリアフリー化を行う際にその敷地面積が増加する場合や、国際基準に対応するための改修により敷地面積が増加する場合など、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例が生じていることを踏まえ、平成29年6月15日に都市公園法施行令の改正がなされた。これにより、運動施設率について、従来からの基準を十分に参酌した上で、地域の実情に応じて、当該地方公共団体が自ら条例で定めることとされたことから、本条例を改正しようとするもの。

2 運動施設率の設定

長崎市の運動施設率については、国の基準を参酌し、100分の50とする。

3 運動施設率の設定理由

- (1) 運動施設は公園施設として極めて重要なものであるが、都市公園設置の基本的目的である、一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができる現状のオープンスペースを今後とも確保する必要があること。
- (2) 長崎市の都市公園の運動施設率の現状は100分の50以内となっており、最高で、長崎市総合運動公園の31.1%であること。
- (3) 100分の50を上回る運動施設の整備を行う予定がないこと。

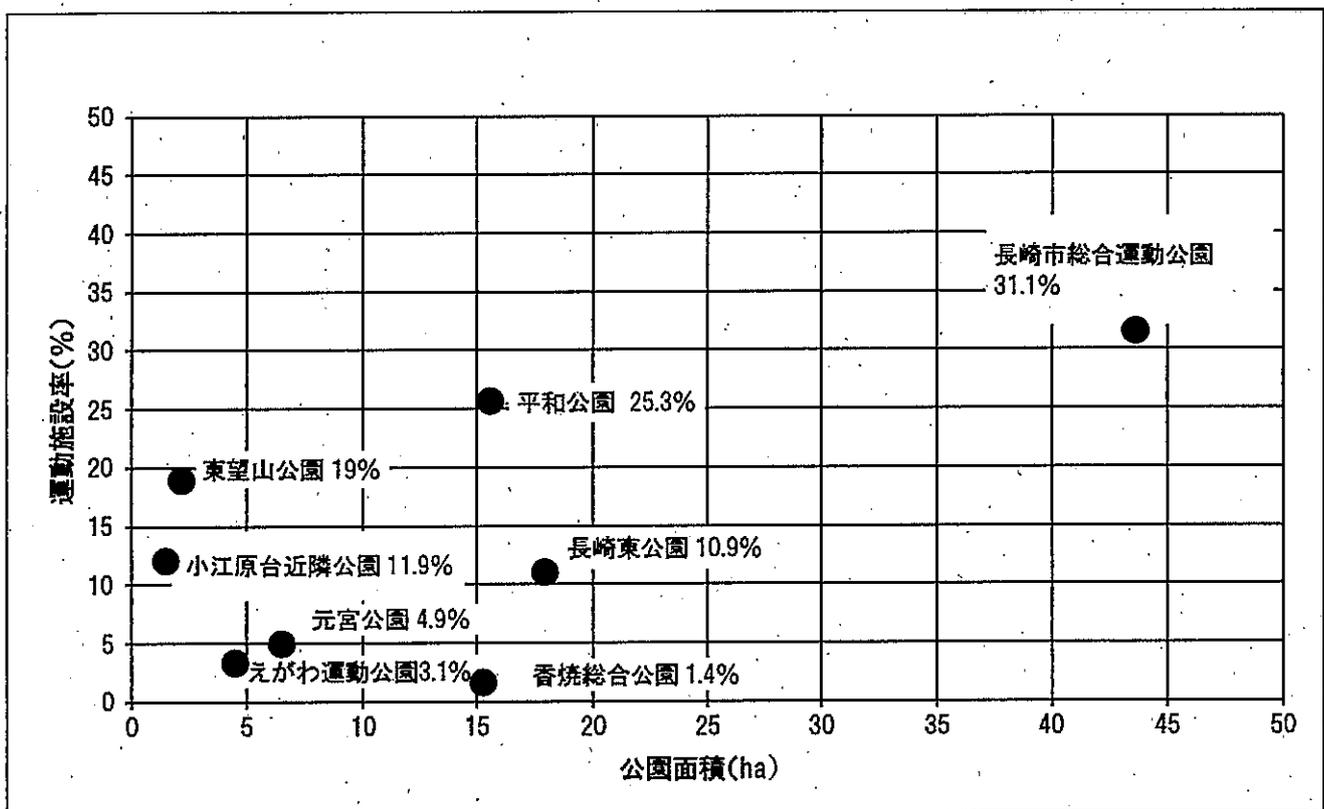
【参 考】

都市公園の定義	都市公園とは、住民の屋外における休息、観賞、遊戯、運動その他レクリエーションの利用に供するとともに、あわせて都市環境の整備及び改善、災害時の避難等に資するために設けられる公共空地。 (※都市公園法運用指針)
公園施設の定義	公園施設とは、園路及び広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設など。 (※都市公園法第2条第2項)

運動施設の定義	運動施設とは野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの。 <small>(※都市公園法第2条第2項第5号)</small> 例 ・野球場とは専ら野球の用に供されることを目的とする運動施設 ・テニスコートとは専らテニスの用に供されることを目的とする運動施設
----------------	---

※長崎市の都市公園の運動施設率

長崎市の都市公園の運動施設率の現状は100分の50以内となっており、最高で、長崎市総合運動公園の31.1%である。



【参 照】

●都市公園法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

●都市公園法施行令（抜粋）

（公園施設の種類）

第五条

4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。

一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物

（公園施設に関する制限等）（改正後）

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の五十）を超えてはならない。

（公園施設に関する制限等）（改正前）

第八条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十をこえてはならない。

●政令第百五十六号（抜粋）

附則

（都市公園法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第二条の規定による改正後の都市公園法施行令第八条第一項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、同項の条例で定める割合として百分の五十が定められているものとみなす。

長崎市都市公園条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第1条の2・第1条の3 略</p> <hr/> <p>第2条 以下略</p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>第1条の2・第1条の3 略</p> <p><u>(運動施設の敷地面積の制限)</u> <u>第1条の4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>第2条 以下略</p>